

## 1. 製品及び会社概要

- 1.1 **製品名**  
ポーセレン アクティベーター
- 1.2 **会社名**  
株式会社 松風
- 1.3 **住所**  
京都市東山区福稲上高松町 1 1
- 1.4 **担当部門**  
技術部品質保証課
- 1.5 **担当者**  
品質保証課長
- 1.6 **電話番号**  
075-561-1112
- 1.7 **FAX 番号**  
075-561-2272

## 2. 危険有害性の要約

### GHS 分類

#### 物理化学的危険性

引火性液体 区分 2

#### 人健康有害性

急性毒性（吸入：粉じん、ミスト） 区分 4  
 眼に対する重篤な損傷/眼刺激性 区分 2A  
 生殖毒性 区分 1A  
 特定標的臓器毒性（単回暴露） 区分 3（麻酔作用、気道刺激性）  
 特定標的臓器毒性（反復暴露） 区分 1（肝臓）  
 区分 2（中枢神経系）

記載のないものは分類対象外又は分類できない。

### GHS ラベル要素



#### 注意喚起語

危険

#### 危険有害情報

引火性の高い液体及び蒸気  
 強い眼刺激  
 吸入すると有害  
 呼吸器への刺激のおそれ  
 眠気又はめまいのおそれ  
 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ  
 長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害（肝臓）  
 長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害のおそれ（中枢神経系）

#### 注意書き

[安全対策]  
 使用前に添付文書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。  
 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。  
 粉じん／ミスト／蒸気の吸入を避けること。  
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。  
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
 容器を密閉しておくこと。  
 取扱い後は手をよく洗うこと。  
 [応急措置]  
 吸入した場合：空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 気分が悪い時は、医師の診断／手当てを受けること。  
 皮膚についた場合：多量の水と石鹼で洗うこと。  
 皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断／手当てを受けること。  
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。  
 [保管]  
 密閉して、火気を避けた屋内冷暗所に保管すること。  
 [廃棄]  
 内容を明確にして公認の産業廃棄物処理業者に委託するか、もしくは地方公共団体の規則に従うこと。

**国・地域情報**

国内法は第 15 章「適用法令」を参照のこと。

### 3. 組成及び成分情報

<b>3.1 単一製品・混合物の区別</b>	
混合物	
<b>3.2 成分及び含有量</b>	
無水エタノール	90-99 %
シランカップリング材	
無水マレイン酸	
その他	
<b>3.3 官報公示整理番号（化審法）</b>	2-202、—、2-1101
<b>3.4 CAS No.</b>	67-17-5、—、108-31-6

### 4. 応急措置

- 4.1 眼に入った場合**  
 直ちに流水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用して容易に外せる場合は外して洗浄を続ける。直ちに眼科医の診察を受けること。
- 4.2 皮膚に付着した場合**  
 多量の水と石鹼で洗浄すること。刺激が生じた場合は、医師の診察を受けること。
- 4.3 吸入した場合**  
 新鮮な空気のところまで体を毛布等で保温して安静にし、必要に応じて医師の診察を受けること。
- 4.4 飲み込んだ場合**  
 清浄な水で口の中を洗浄する。気分が悪い場合は医師の診察を受けること。

## 5. 火災時の措置

### 5.1 消火剤

粉末消火剤、炭酸ガス消火剤、耐アルコール泡消火剤、乾燥砂

### 5.2 特定の消火方法

速やかに容器を安全な場所に移す。移動不可能な場合は、容器及び周囲に散水して冷却する。消火作業は適切な消火剤等を用いて風上から行う。

### 5.3 消火を行う者の保護（保護具等）

必要に応じて呼吸保護具を着用すること。

## 6. 漏出時の措置

### 6.1 人体に対する注意事項

関係者以外の立ち入りを禁止する。適切な保護具を着用する。

### 6.2 環境に対する注意事項

河川、水路や下水に流れ込まないように注意すること。

### 6.3 除去方法

おがくず、ウェス、砂等に吸収させて密閉できる空容器に回収する。

### 6.4 二次災害の防止

着火源を取り除くと共に換気を行う。

## 7. 取り扱い及び保管上の注意

### 7.1 取り扱い

皮膚、目との接触、蒸気の吸入等を避けるために、適切な保護眼鏡等の保護具を使用すること。引火性があるため、火気厳禁で取り扱うこと。室内で取り扱う場合は、局所排気装置等で換気を充分行うこと。高温物、スパーク、火気、強酸化剤との接触を避けること。

### 7.2 保管

密閉して、火気を避けた屋内冷暗所に保管すること。  
有機過酸化化物と同一場所に保管しないこと。

## 8. 暴露防止及び保護措置

### 8.1 設備対策

局所排気装置、安全シャワー、手洗い・洗顔設備、洗眼器等

### 8.2 環境濃度

設定されていない。

### 8.3 許容濃度

エタノール	ACGIH (2013 年版)	TLV-TWA 1000 ppm A4
無水マレイン酸	日本産衛学会 (2013 年版)	0.1 ppm 0.4 mg/m <sup>3</sup>
	ACGIH (2013 年版)	TLV-TWA 0.1 mg/m <sup>3</sup> (インハラブル粒子)

### 8.4 保護具

保護マスク、保護手袋、保護眼鏡

## 9. 物理的及び化学的性質

### 9.1 外観等

無色透明液体

### 9.2 臭い

アルコール臭あり

### 9.3 pH

データなし

### 9.4 融点・凝固点

データなし

### 9.5 沸点、初留点および沸騰範囲

78.5 °C (エタノール)

9.6 引火点	15.8 °C
9.7 燃焼または爆発範囲の上限・下限	データなし
9.8 蒸気圧	データなし
9.9 比重又は嵩比重	0.8
9.10 溶解度	可溶
9.11 η-オクタノール/水分配係数	データなし
9.12 自然発火温度	データなし
9.13 分解温度	データなし

## 10. 安定性及び反応性

### 10.1 安定性

通常条件では安定。

### 10.2 反応性

酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。

## 11. 有害情報

### 11.1 急性毒性

吸入すると有害

エタノール；

経口                    ラット    LD50    6.2-17.8 g/kg

吸入（蒸気）        ラット    LC50    20000 ppm/10H  
(31600ppm/4H)

吸入（ミスト）     ラット    LC50    63000 ppm/4H (118 mg/L)

無水マレイン酸；

経口                    ラット    LD50    555 mg/kg

経皮                    ラビットLD50    2620 mg/kg

吸入                    ラット    LC50    0.16 mg/L 4H

### 11.2 皮膚腐食性・刺激性

データなし

### 11.3 眼に対する重篤な損傷・刺激性

強い眼刺激

### 11.4 呼吸器感作性または皮膚感作性

データなし

### 11.5 生殖細胞変異原性

データなし

### 11.6 発がん性

データなし

### 11.7 生殖毒性

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

### 11.8 特定標的臓器毒性（単回暴露）

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

### 11.9 特性標的臓器毒性（反復暴露）

長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害（肝臓）

長期にわたる又は反復暴露による臓器の障害のおそれ  
(中枢神経系)

### 11.10 吸引性呼吸器有害性

データなし

## 12. 環境影響性

### 12.1 分解性

データなし

### 12.2 蓄積性

データなし

### 12.3 魚毒性

データなし



# 安全データシート

## 13. 廃棄上の注意

産業廃棄物として処理に関する法律、規則、条令に則り廃棄する。廃棄する場合は、内容を明確にして産業廃棄物処理業者に委託する。

## 14. 輸送上の注意

### 14.1 注意事項

火気厳禁で取り扱うこと。

### 14.2 国連番号・国連分類

番号： 1170

クラス： 3

包装等級： II

適切な積荷名称： Ethyl alcohol

## 15. 適用法令

### 15.1 消防法

危険物第4類第アルコール類

### 15.2 労働安全衛生法

エタノール

名称等を表示すべき有害物（法第57条、施行令第18条）

名称等を通知すべき有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）（政令番号 第61号）

危険物・引火性のもの（施行令別表第1第4号）

無水マレイン酸

名称等を通知すべき有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）（政令番号 第554号）

### 15.3 化学物質管理促進法

非該当

### 15.4 毒物及び劇物取締法

非該当

## 16. その他の情報

本記載内容は、現時点で弊社が入手した資料・情報・データに基づいて作成しておりますが、新しい知見により改定されることがあります。

また、注意事項は通常取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

\*) 本製品は、歯科用として設計しておりますので、他の用途のご利用の場合は、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、性能についても事前にご確認の上でご利用ください。